

北海道警察における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令

北海道警察本部訓令第11号  
平成28年3月23日

北海道警察における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令を次のように定める。

北海道警察における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき、同法第7条に規定する事項に関し、職員（北海道警察に勤務する職員をいい、臨時職員又は非常勤職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その担当事務を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その担当事務を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、前2条に規定する事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導により、その監督する職員の注意を喚起し、及び障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者及びその家族その他の関係者（第7条第1項において「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合に、速やかにその状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合に、その監督する職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 障がい者等からの警察相談（北海道警察相談取扱規程（平成13年北海道警察本部訓令第10号）第1条に規定する警察相談をいう。第2項において同じ。）に対応するための相談窓口（以下この条において「相談窓口」という。）においては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールその他障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。

2 相談窓口に寄せられた警察相談については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の警察相談において活用するものとする。

3 相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第8条 警務部長は、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項に規定する研修は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について実施するものとする。

(1) 新たに職員となった者 障がい者を理由とする差別の解消に関する基本的な事項

(2) 新たに所属長となった者 障がい者を理由とする差別の解消等に関して求められる役割

3 第1項に規定する啓発は、障がいの特性を理解させ、及び障がい者に適切に対応するために必要な事項について実施するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。